

記 者 提 供 資 料
平成 30 年(2018 年)1 月 23 日
総務局 税務室 市民税課 事業所税準備担当課長 馬場
内線：4117 ダイヤル：918-5285

報道機関各位

明石市が事業所税の課税団体に指定されました。

平成 30 年 1 月 1 日現在の明石市の住民基本台帳上の人口が 30 万人以上となったことを受け、平成 30 年 1 月 23 日、明石市を事業所税の課税団体に指定する政令（地方税法施行令の一部を改正する政令）が閣議決定されました。

なお、政令は 1 月 26 日に公布・施行される予定です。

課税団体への指定により、明石市では平成 30 年 7 月 1 日から事業所税の課税が始まります。

明石市では、平成 29 年 7 月に税務室市民税課に事業所税準備担当を設置し、準備を進めてきました。

また、事業所税に関する特設相談ダイヤル（078-918-5285）を開設するなど相談体制の充実に努めています。

事業所への訪問相談なども受付けておりますので、お気軽にご連絡ください。

◆問い合わせ先 明石市 総務局 税務室 市民税課 事業所税準備担当
TEL：078-918-5285

◆事業所税とは

政令指定都市や人口 30 万人以上の市などで一定規模以上*の事業者（法人・個人）に課税される税金で、都市環境の整備などに充てる目的税です。

※一定規模以上

- ・市内の事業所用家屋の延べ床面積が 1,000 m²を超える事業者：資産割
- ・市内の事業所で働く従業員が 100 人を超える事業者：従業員割

◆課税団体（明石市の指定後）

政令指定都市や人口 30 万人以上の市など

- ・全 国：77 団体 詳細は別紙のとおり
- ・兵庫県内：6 団体（明石市、神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、芦屋市）

◆スケジュール

- 1 月 23 日 閣議決定
- 1 月 26 日 政令の公布・施行
- 7 月 1 日 課税の開始

課税団体：77団体（明石市の指定後）

- ① 東京都（特別区の存する区域に限る。）
- ② 政令指定都市（20市）
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
- ③ 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市【②以外】
- ・首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市（3市）
川口市、武蔵野市、三鷹市
 - ・近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市（5市）
守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- ④ 人口30万以上の市で政令で指定するもの【②及び③以外】（48市）
旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

＜参考＞ 直近の指定団体

団体名	指定年月	備考
群馬県 高崎市	平成 23 年 1 月	合併による
愛知県 一宮市	平成 22 年 4 月	合併による
青森県 青森市	平成 22 年 4 月	合併による→平成 25 年 4 月人口減により指定取り消し
福岡県 久留米市	平成 22 年 2 月	合併による
三重県 四日市市	平成 22 年 2 月	合併による
群馬県 前橋市	平成 21 年 12 月	合併による
愛知県 春日井市	平成 21 年 4 月	人口増による
滋賀県 大津市	平成 18 年 1 月	人口増による